

企業振興促進制度



弟子屈町

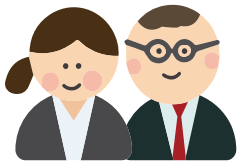
【お問い合わせ】

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

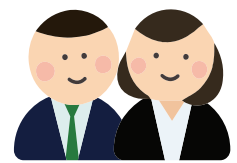
弟子屈町役場 観光商工課 企業誘致係

TEL:015-482-2940 FAX:015-482-2696

E-mail kankou3@town.teshikaga.hokkaido.jp



弟子屈町での起業を応援



企業振興促進条例

① 事業所新設に係る設備投資への支援

町内の企業振興を促進するため、町内に事業所を新設する方に対し、補助金の交付や固定資産税の課税免除を行う制度です。

対象者	対象要件	支援内容
	投資額	
町内に事業所を新設する方 ※宿泊施設を除く	法人 1,000万円以上 個人 200万円以上	法人 500万円補助 個人 投資額の1/2補助 (限度額500万円)
町内にサテライトオフィス設置する方 ※自社のオフィスに限る	法人 200万円以上 1,000万円未満	100万円補助
町内に宿泊施設を新設する方	法人 1,000万円以上 個人 200万円以上	○投資額 1 億円以上 投資額の 1/10 補助 上限額 1 億円 ○投資額 1 億円未満 投資額の 1/2 補助 上限額 1,000 万円

(注) 支援の詳細、固定資産税の課税免除については、町公式ホームページをご覧ください。問い合わせ先までお問い合わせください。
※投資額／事業場の建物および営業用設備の取得額。

3年間

② 空き施設を活用した事業所新設に係る家賃の補助

空き施設を活用して事業を行う方に、賃借料を補助します。対象となる空き施設とは、住宅または店舗などの建物で、現に使用されていないものまたは建物の使用部分と未使用部分が壁など容易に取除くことができないもので物理的に分離されており、現に使用している方の使用の妨げとならない場合における未使用部分です。

申請者 (次の全てに該当すること)	賃貸借契約の相手方 (次の全てに該当しないこと)
●事業所を新設する方 ●町税などを滞納していない方 ※既存事業所を移転する場合は対象外	▶補助対象者が個人の場合 ●補助対象者の3親等以内の親族。 ●補助対象者が役員の法人。 ●補助対象者の3親等以内の親族が役員の法人。 ▶補助対象者が法人の場合 ●補助対象者の役員、または当該役員の3親等以内の親族。 ●補助対象者の同族会社。 ●補助対象者の同族会社の役員または当該役員の3親等以内の親族。

▶補助金の額 ●賃借料補助金

補助期間／2年間

補助金額／営業開始1年目 月額賃借料の3分の2以内で限度額5万円

営業開始2年目 月額賃借料の3分の1以内で限度額2万5,000円

③ 新規雇用支援

本町に住民登録をしている方か、住民登録をする予定の方を雇用する事業者に対し、その賃金の一部を1年間補助します。

対象事業者 (次の全てに該当すること)	対象となる新規雇用者 (次の全てに該当すること)	利用回数 および人数	補助金額 (月額)
●弟子屈町に住所を有する方を積極的、かつ継続的に雇用する意思がある事業者 ●町が出資していない事業者 ●町税などを滞納していない事業者 ●雇用保険に加入している、または加入する事業者 ●過去1年間に事業主の事由による退職者がいない事業者	●雇用保険に加入し、1年を超えて雇用される方 ●当該事業者(法人、その他の団体では、その役員)の3親等以内の親族でない方	1事業所につき 3年に1回、かつ新規雇用者2人まで	1人かつ1カ月につき、支払った月額賃金の10分の3の額とし、3万円を限度とする。

問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 482 - 2940 (課直通)